

子どもの甲状腺検査を求める要望書回答

記

1. 専門医による甲状腺検査を含む健康調査を長期にわたり定期的を実施して下さい。

【回答】

現在当町では、保護者からの放射性物質汚染に関する健康相談に応じており、今後も引き続き実施してまいります。

健康調査につきましては、県において今のところ考えていないということであり、今後の関係機関等の意見や、国県及び近隣市町村の動向を注視してまいります。

2. 学校給食の安全性を担保するため、検査機の精度向上をはかって下さい。

【回答】

当町では給食食材の放射性物質検査を本年1月20日から実施しております。

現在使用している検査機器で放射性セシウムの測定値が、町基準の50 Bq/kgを超えた場合には、食材の使用を中止し、ゲルマニウム半導体を用いた精密検査を外部委託により実施するものとしており、学校給食の安全性は確保できているものと考えております。

3. 茨城県を「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域に指定するよう県と国に対して強く要望して下さい。

5. 行政と医療、市民、各専門家などが協力した体制づくりを要望します。

【3及び5の回答】

茨城県では、事故当初から国に対して健康調査を含め具体的対策を講じるよう要請しており、支援法に基づく対策についても、早急になされるよう引き続き要望して行きます。また、茨城県が支援法の対象地域に指定された場合は、関係機関との協働のもとに法に基づく健康調査等の支援に取り組んで行くとのことですので、県や近隣市町村の動向を注視してまいります。

4. 保養を望む子ども達が中長期に亘り保養できる施設の確保に努めて下さい。

【回答】

県では、関係機関の検査結果において、県民に問題のある内部被ばく者はいないことなどから、お子さんに一定期間の保養が必要なレベルに無いと判断しております。このことから、当町においても保養施設の確保は現在のところ考えておりません。